

みんなで春をつくろう



# Kasuga

[ 市報 かすが ] 平成30年7月15日号

- P02 国民健康保険からのお知らせ
- P04 市からのお知らせ
- P08 トピックス
- P09 情報ひろば



きらめ  
第26回かすが芸術祭「煌き」  
迫力ある演奏を披露した春日太鼓保存会



# 国民健康保険からのお知らせ

# 安心して医療を受けられるように

病気やけがなどの際に、安心して医療を受けられるよう、医療費を支え合う「国民健康保険制度」。国民健康保険を利用している人は、所得の状況などに応じ、8月1日から、自己負担の割合などが変更になる場合があります。

## 70～74歳の人 自己負担割合の確認を

### ●新しい高齢受給者証を郵送

国民健康保険に加入している人（国保被保険者）で、70歳以上の人は、国民健康保険高齢受給者証を交付します。

医療機関で受診する際に高齢受給者証と保険証を併せて提示すると、自己負担割合が高齢受給者証に記載された割合になります。

現在交付している高齢受給者証は、7月31日(火)までしか使えません。新しい高齢受給者証を、7月下旬に郵送しますので、8月1日(水)からは、新しい高齢受給者証を使用してください。

### ●自己負担割合の判定について

8月以降の自己負担割合は、平成29年中の所得と収入に応じて判定します。

判定対象者 同一世帯にいる70～74歳の国保被保険者

▽1割：判定対象者全員の市民税課税所得が145万円未満の場合で、誕生日が昭和19年4月1日以前の人

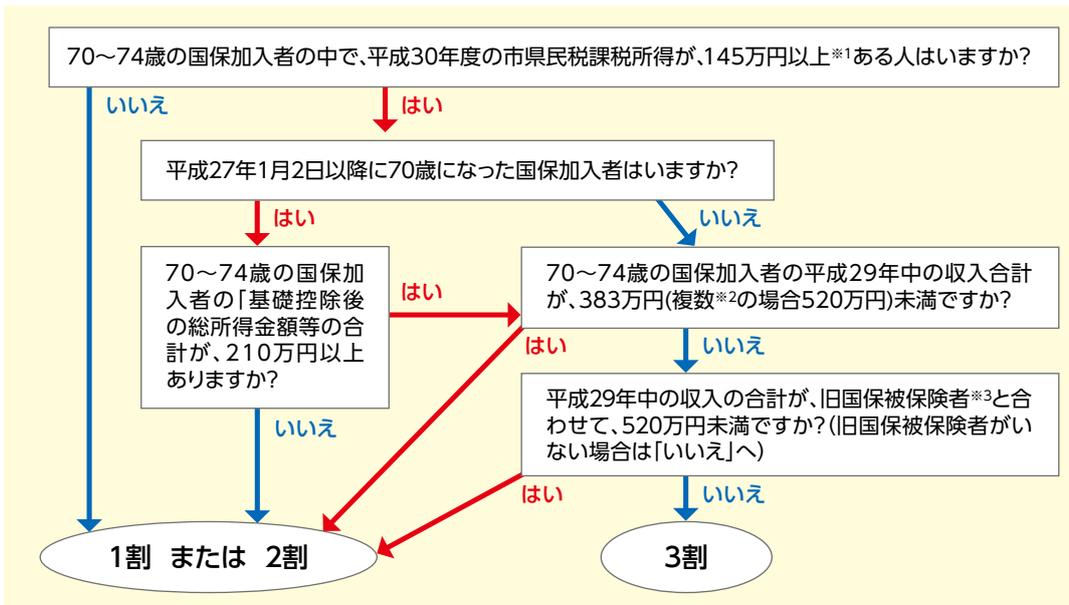
▽2割：判定対象者全員の市民税課税所得が145万円未満の場合で、誕生日が昭和19年4月2日以降の人

▽3割：判定対象者の中に市民税課税所得が145万円以上の人がいる場合

※ただし、1割または2割負担になる場合があります(下図参照)。

## 70～74歳の窓口負担割合の判定方法

※この判定は、所得税の確定申告や市県民税申告、年金や給与の支払者からの支払報告などによって、市の公簿などで確認できた場合に適用されます。



※1…地方税法上の各種所得控除後の所得(市民税の所得控除額は、所得税の各種所得控除額と異なります)です。ただし、70～74歳までの被保険者について、療養の給付を受ける年の前年(1月～7月までの場合は前々年)の12月31日現在において世帯主(擬主を含む)であって、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の被保険者がいた場合、各種控除後の所得金額からさらに調整のための控除を行います。

①16歳未満の控除対象者の人数×33万円 ②16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

※2…同じ世帯に70～74歳の国保加入者が複数いる場合は、その人たち全員の収入が対象となります。

※3…国保から後期高齢者医療制度へ保険が移った人。ただし、その後国保上の世帯主の変更をしたり、国保加入者の資格喪失などによって国保の世帯構成が変更された人は含みません。

申請・問い合わせ先  
国民健康保険課国保担当  
☎(584) 1111(代)  
☎(584) 1141

**70～74歳の人  
高額療養費自己負担  
限度額が変わります**

国民健康保険の加入世帯で、1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた医療費が高額療養費として支給の対象となります。

自己負担限度額は、世帯の前年の所得診療月が1～7月の場合は前々年の所得による所得区分で決定されますが、平成30年8月から、70～74歳の人の自己負担限度額が変更になります。

※70歳未満の人の自己負担限度額の変更はありません。  
※高額療養費の申請が必要な場合や対象となる医療費の計算方法など詳しくは、納税通知書に同封して送付した「平成30年度こくほこらの巻」や市ウェブサイトをみてください。

**医療費負担が高額になるとき  
「限度額適用認定証」と  
「限度額適用・標準負担額  
減額認定証」の更新**

「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認

定証)は、高額療養費の自己負担限度額と、市民税非課税世帯の入院時の食事代の減額区分を証明するものです。

認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いを限度額まで抑えることができます。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日(火)です。8月以降も必要なのは申請してください。

**申請開始日**

▽70歳未満の人：7月18日(水)

▽70～74歳の人：申請できる人(自己負担限度額の区分が「現役並みⅠ・Ⅱ」「低所得Ⅰ・Ⅱ」の人)には、高齢受給者証と一緒に申請用紙を郵送します。高齢受給者証が届いた後に申請してください。

**交付条件**

▽市の国民健康保険に加入していること

▽世帯主と加入者が前年所得を申告していること、または、扶養家族として申告されていることが公簿などで確認できること。

※国民健康保険税の滞納がある場合は、交付を受けられないことがあります。

**申請に必要なもの**

▽国民健康保険被保険者証

▽届け出る人の本人確認書類(官公署が発行した本人確認ができる証明書や運転免許証など)

▽世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)

▽委任状(世帯主以外の人が申請する場合)

▽印鑑

※平成30年1月2日以降に転入した人は、所得証明書などが必要な場合があります。

**自己負担限度額(70～74歳)**

平成30年8月～

所得区分(世帯)		自己負担限度額(月額)	
		個人単位(外来分)	世帯単位(外来分+入院分)
現役並み所得	現役並みⅢ (市民税課税所得 690万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 〔140,100円〕	
	現役並みⅡ (市民税課税所得 380万円以上)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 〔93,000円〕	
	現役並みⅠ (市民税課税所得 145万円以上)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 〔44,400円〕	
一般	18,000円 (年間144,000円上限) <sup>(注1)</sup>	57,600円 〔44,400円〕	
市民税非課税	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

(注1) 毎年8月から翌年7月までの外来分で、月ごとの高額療養費支給後に、なお残る自己負担額を合計した額が144,000円を超えた場合、超えた額が支給されます。

※この計算は70歳到達月の翌月(1日が誕生日の場合は当月)から適用されます。

※〔 〕内の金額は多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降に該当)の場合



▲限度額適用認定証(70～74歳)  
※70歳未満の人は白色です。



## 提出してください 障害基礎年金所得状況届(現況届)

### 問い合わせ先

▷ 市民課年金担当

☎ (584) 1111(代)    F (584) 1141

▷ 南福岡年金事務所

☎ (552) 6112    F (554) 6535

20歳前に初診日がある病気やけがによる障害基礎年金を受給している人は、7月が所得状況届の提出月です。

所得状況届は、年金を引き続き受給することができるかどうかを確認するための届け出です。届け出が必要な人には用紙が送付されますので、必要事項を記入し提出してください。

診断書が同封されている場合は、医師の診断書を7月中に提出してください。

平成30年1月2日以降に春日市に転入した人は、平成30年1月1日に居住していた市町村で発行される「平成30年度所得課税証明書」の提出が必要です。

**提出期限** 7月31日(火)

**提出先** 市民課年金担当(市役所1階)

### 障害基礎年金とは

国民年金加入中や20歳になる前に病気やけがなどで一定の障がいがある状態になったときに、請求できる年金です。

障害基礎年金を請求するためにはいくつかの条件があります。

#### 初診日の要件

- ▷ 20歳前に初診日がある
  - ▷ 国民年金加入期間に初診日がある
  - ▷ 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間に初診日がある
- ※ 老齢基礎年金を繰り上げ受給している人を除きます。

**保険料の納付要件** 初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間(免除・猶予・学生納付特例期間を含む)が3分の2以上あること

※ 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、3分の2以上の要件がなくても納付要件は満たします。

※ 20歳前に初診日がある場合、納付要件はありませんが、本人の所得によって障害基礎年金の支給額が制限されます。

**障がいの状態の要件** 障害認定日または障害認定日以降65歳になるまでに、政令で定められている障がいの1級または2級の障がいの状態となっていること

※ 障害認定日とは、障がいの等級を判定する基準日のことです。初診日から1年6カ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定された日のことです。

※ 障がいの等級は、身体障害者手帳などの等級とは異なります。

#### 対象となる病気など(主なもの)

- ▷ 外部障がい: 眼、聴覚、肢体(手足など)の障がいなど
- ▷ 精神障がい: 統合失調症、うつ病、知的障がい、発達障がいなど
- ▷ 内部障がい: 呼吸器疾患、心疾患、糖尿病、がんなど

#### 障害基礎年金の支給額(年額)

▷ 1級: 97万4,125円

▷ 2級: 77万9,300円

#### 子の加算の金額(年額)

▷ 1人目・2人目: 1人当たり22万4,300円

▷ 3人目以降: 1人当たり7万4,800円

※ 子の加算は、障害基礎年金を受給する人に生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で1級あるいは2級の障がいの状態にある子がいる場合に加算される金額です。



## 出前トーク「市長と語る」 7月後半～8月前半の日程

### 問い合わせ先 秘書広報課広報広聴担当

☎ (584) 1111(代)    F (584) 1145

#### 地区トーク

よりよい春日のまちづくりのため、市長が各地区公民館を訪問し、市民の皆さんと意見を交換します。気軽に参加してください。

#### 日程・会場

▷ 7月27日(金): 若葉台東地区公民館

▷ 7月31日(火): 春日原南地区公民館

▷ 8月1日(水): 春日地区若水会館(公民館)

▷ 8月8日(水): 下白水北地区公民館

**時間** 午後7時～8時30分



## 介護保険利用者負担割合の変更 現役並みの所得がある人は、3割負担に

問い合わせ先 高齢課指定指導担当

☎ (584) 1111(代) ☎ (584) 3090

8月1日から、現役並みの所得を有する人の介護保険の利用者負担割合が、2割から3割に変更になります(下表参照)。

利用者負担の割合	対象となる人
3割 (8月から)	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 ※第2号被保険者、市町村民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担です。

なお、要介護認定などを受けている人全員に、介護保険負担割合証を発行し、7月上旬に郵送しています。介護サービスを利用するときは、介護保険被保険者証と一緒に事業者に提示してください。



## 市発注の建設工事 入札結果をお知らせします

問い合わせ先 財政課契約検査担当

☎ (584) 1111(代) ☎ (584) 1145

5、6月に行った建設工事の入札結果(契約金額5,000万円以上)をお知らせします。

### ○春日市立春日南小学校屋内運動場大規模改修工事(建築主体工事)

工事期間 5月15日～10月26日

契約金額 7,052万4,000円

工事業者 永田建設株式会社

### ○ふれあい文化センター旧館空調設備更新工事

工事期間 6月14日～12月28日

契約金額 6,696万円

工事業者 昭和鉄工株式会社

### ○春日市立春日西中学校屋内運動場大規模改修工事(建築主体工事)

工事期間 6月26日～12月21日

契約金額 1億7,895万6,000円

工事業者 株式会社西村組春日支店



## 春日市心身障害者福祉手当など 現況届は8月27日(月)までに

提出・問い合わせ先 福祉支援課障がい担当(〒816-8501春日市役所)

☎ (584) 1111(代) ☎ (584) 1154

重度の障がいにより、市または国から手当を受けている人は、現在の生活状況や所得状況などを確認するため、毎年、現況届を提出する必要があります。

対象者には、7月中旬に現況届の用紙を送付しますので、期限までに提出してください(郵送可)。

### 対象

○市の手当

春日市心身障害者福祉手当

○国の手当

▷障害児福祉手当

▷特別障害者手当

▷経過的福祉手当

提出期限 8月27日(月)

※現況届により、特定の施設に入所している場合や、病院または診療所などに継続して3カ月以上入院していることが確認できた場合は、手当の支給を廃止します。

※現在、本人や家族の所得超過などのために支給停止中の人も、必ず提出してください。



## 協力してください 水洗化促進

問い合わせ先 下水道課庶務担当

☎ (584) 1111(代) ☎ (584) 1143

公共下水道は、家庭や事業所から排出される汚水や雑排水を処理し、きれいな水にして河川などに返すことで、川や海などの水質を保全する重要な施設です。

また、これは下水道処理区域内の全家庭および全事業所が利用して初めて100%の効果を発揮できる施設でもあります。

汲み取り便所は水洗便所に改造するように下水道法で義務付けられています。

まだ水洗化(下水道接続)が済んでいない建物を所有している人は、早めに水洗化の工事(排水設備工事)を行ってください。

また、浄化槽を使用している建物は、浄化槽を廃止して下水道に接続することで、浄化槽の清掃や法定点検の必要がなくなりますので、下水道への接続を検討してください。

なお、水洗化や浄化槽廃止の工事を行う際は、市の下水道排水設備指定工事店に施工の依頼をしてください。指定工事店の一覧は市ウェブサイト(<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/life/lifestyle/suido/koujitenlist.html>)に掲載しています。

指定工事店以外のリフォーム業者などは施工することができず、市の検査を受けられないため、後日まとめて下水道使用料が請求される場合もありますので、注意してください。

過去に水洗化の工事を行い、既に下水道を利用して、下水道使用料の請求がない場合は、問い合わせてください。



## 平成31年1月に移転します 春日原交番

問い合わせ先 道路管理課街路担当

☎ (584) 1111(代) ☎ (584) 1143

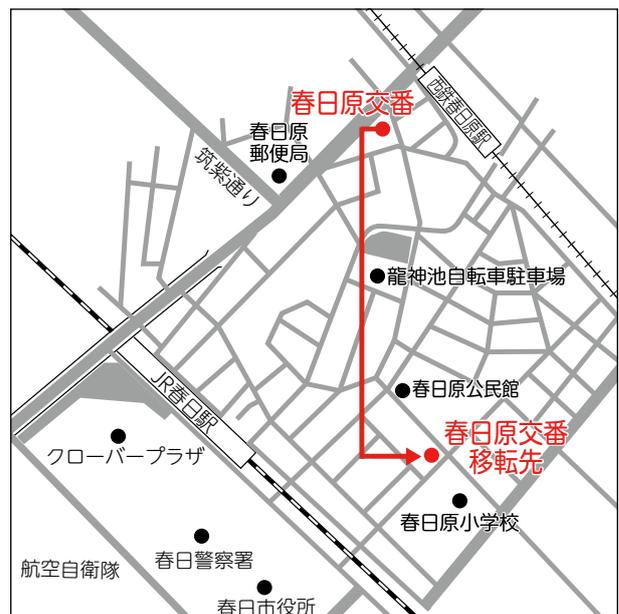
現在、市が実施している道路拡幅事業に伴い、春日原交番が移転します。

**移転先** 春日原南町4-37-6

**移転時期** 平成31年1月(予定)

※移転日が決まり次第、改めてお知らせします。

なお、西鉄天神大牟田線の高架化工事が完了した後は、上記の移転先から、春日原駅付近に再度移転する予定です。





## 市男女共同参画・消費生活センター「じよなさん」 利用団体募集

**申請・問い合わせ先** 同センター人権市民相談課人権男女共同参画担当

☎ (584) 1201 ☎ (584) 1181

✉ jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp

「じよなさん」の研修室を利用して活動する団体を募集しています。

使用料は無料ですが、事前に登録申請が必要です。

**対象** 次の全てに該当する団体

- ▷5人以上のグループで、その半分以上の人が市内に居住または勤務している
- ▷営利・宗教・政治活動ではない
- ▷会則などが整備されている
- ▷暴力団などとの関係が無い
- ▷男女共同参画社会の形成の促進または市民の消費生活の安定向上に関する会議や研修などを行うために使用する
- ▷男女共同参画事業についての協力ができる(同センターが指定する講座の参加など)

**利用日時** 平日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

**利用施設** 研修室A・B(両方使用可)

**設備** 机24台、椅子72脚、テレビ、プロジェクター、DVDデッキ、スクリーン、マイクなど

**申請に必要なもの** 登録申請書、会則、会員名簿、活動計画書、予算書など

※申請方法など、詳しくは問い合わせてください。



▲「じよなさん」研修室使用例



## 小学校外国語(英語)活動指導員 (嘱託職員)募集

**応募・問い合わせ先** 学校教育課学校教育担当(〒816-8501春日市役所)

☎ (584) 1129 ☎ (584) 1153

**業務内容** 担任の授業補助、教材準備の支援、教材作成

**対象** 次の全てに該当する人

- ▷市の外国語活動の趣旨を理解し、英語教育に熱意がある(外国語活動の趣旨:英語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、英語の音声や基本的な表現に親しみながらコミュニケーション能力の素地を養う)
- ▷高い英語運用能力を有する(実用英語技能検定準1級またはTOEIC(IPを除く)730点以上と同程度)
- ▷英語の指導経験がある

※教員免許は必須要件ではありません。

**任用期間** 9月1日～平成31年3月31日

**勤務日数** 週3日

**勤務時間** 午前8時15分～午後5時のうち6時間(途中45分の休憩あり)

**勤務場所** 市内小学校

**報酬** 月額8万1,900円(有給休暇・交通費制度あり、社会保険・雇用保険・賞与なし)

**募集人員** 1人

**選考方法** 書類審査・面接(8月8日(水)予定)

**応募方法** 8月3日(金)(必着)までに、履歴書(A4版市販様式)を提出する(郵送可)



勇気ある行動で人命を救助

## 消防長より感謝状を贈呈

今年3月、路上で心肺停止となった人に救命処置を実施したことなどに対し、6月11日、春日市在住の河内正三さん、小川勇樹さんの2人を含む計4人が、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防長から感謝状を贈呈されました。

河内さんは傷病者に胸骨圧迫などの救命処置を実施。小川さんは身元の確認や119番通報の指示などを行いました。



▲表彰を受けた4人(前列左から河内正三さん、井上浩枝さん、小川勇樹さん、長舟慎也さん)

みんなで築こう人権の世紀

## 人権擁護委員表彰

市では、9人の人権擁護委員が、人権に関する相談や啓発活動で活躍しており、このたび、2人の人権擁護委員がその活動をたたえられ、表彰されました。

福岡法務局長感謝状を別府正紀さんが、福岡県人権擁護委員連合会長表彰を西村優子さんが受け、6月18日に井上市長に報告しました。

今後のますますの活躍を期待します。



▲左から市長、西村さん、別府さん、魚屋さん(市人権擁護委員常務委員)

みんなで春をつくろう

## 春日をみつめよう学級

6月15日、「春日をみつめよう学級」がふれあい文化センターで開催されました。

現在13人の学級生で年8回のテーマを決め、市について自主的に学んでいます。

第1回目のテーマは「春日市広報広聴戦略について」。民間企業のブランドの事例や市のブランドイメージ「みんなで春をつくろう」などについて学び、講義後の質疑応答も大変盛り上がりました。



▲講師の話に熱心に聞く学級生

目指せ新記録

## 第47回春日市水泳大会開催

6月10日、市温水プールで市水泳大会があり、小学生から大人まで208人の男女が、60種目に参加しました。

この大会は、市民の健康増進や水泳の普及を目的に毎年行われており、県民体育大会夏季大会(水泳競技)への出場選手の選考も兼ねたものです。

大会の結果は、市ウェブサイトを見るか、市体育協会(☎(574)9131)に問い合わせてください。



▲ゴールを目指して懸命に泳ぐ選手たち

## イベント Event

### 平和の尊さを考えよう 平和祈念展

### 原爆被災パネルの展示と語り部

市は、昭和60年に「非核平和都市宣言」を行い、核兵器のない平和な世界を訴えています。

平和祈念展では、原爆被災パネルの展示や語り部による被爆体験の証言を行い、戦争を知らない世代にその悲惨さや平和の尊さを訴えています。

#### ○常設展示

**日程** 7月23日(月)～30日(月)  
(土・日曜日除く)

**時間** 午前8時30分～午後5時

**場所** 市役所1階アトリウム

**内容** 原爆被災パネルの展示、千羽鶴制作コーナーなど

※千羽鶴は、原爆慰霊碑に捧げるため長崎原爆資料館へ送ります。

#### ○語り部

**平** 宏文さん(筑紫原爆被災者の会理事長、広島で10歳のときに被爆)による話です。

**日時** 8月18日(土)

▽1回目：午後0時15分～0時45分

▽2回目：午後1時～1時30分

**場所** ふれあい文化センター新館1階ロビー

**問い合わせ先** 福祉支援課地域福祉担当

☎(584)1111(代)

☎(584)3090

### 家族や友だちと参加しませんか わくわく歴史体験 草木染体験

人は、大昔から自然の素材を使って自分たちの衣服や身に着ける小物を染めていました。

古代から染色に使われていた藍の生葉を使って、絹のミニスカートを染めます。

※小学生以下は、保護者同伴で参加してください。

**日時** 8月25日(土)

午前9時30分～正午

**場所** 奴国の丘歴史資料館

**材料費** 400円(45cm×45cmの絹のミニスカートの)

**定員** 30人

※申し込み締め切り後に抽選し、8月15日(水)に当選者のみに連絡します。

**申込方法** 7月25日(水)～8月10日(金)に、電話、ファックス、Eメール、直接窓口のいずれかで住所、氏名、年齢、電話番号を伝える

※申し込みは、参加者本人か、その家族が行ってください。

**申込・問い合わせ先** 同資料館

☎(501)1144

☎(573)1077

✉ nakoku@city.kasuga.tukuoka.jp

### 誰でも参加できます 夏の思い出を作ろう ふれあい体験王国

春日市あそび名人の会が、さまざまな体験活動を提供する「ふれあい体験王国」を開催します。

夏の思い出に家族や友だちと一緒に遊びに来ませんか。申し込みは不要です。

※当日、春日市あそび名人の会員と一緒に子どもたちの体験をサポートする人も募集しています。

**日時** 8月5日(日)

午前10時～午後2時

**場所** ふれあい文化センター新館ギャラリー

**材料費** 100円

※100円で全ての体験ができます。

**内容** 竹細工、紙細工、バルーンアート、ストロートンボなど

※体験コーナーによっては、材料に限りがあるものがあります。また、保護者と一緒に参加をお願いする場合があります。

**問い合わせ先** 地域教育課社会教育・読書推進担当

☎(575)4121

☎(593)7380

✉ syakai@city.kasuga.tukuoka.jp



### 楽しい催しがいっぱい 航空自衛隊春日基地 夏まつり

**日時** 7月20日(金)

午後5時30分～8時30分

※天候などにより中止する場合があります。

**場所** 航空自衛隊春日基地グラウンド(原町3-1-1)

※駐車場はありません。

※駐輪場は春日東小学校グラウンドのみです。

**内容** 盆踊り、キッズダンス、抽選会、自衛隊グッズ販売、飲食ブースなど

**問い合わせ先** 航空自衛隊春日基地広報班

☎(581)4031

☎(574)4686

### 打ち上げ花火も楽しめる 陸上自衛隊福岡駐屯地 盆踊りフェスタ

**日時** 8月8日(木)

午後6時～9時(駐屯地開放：午後5時30分～)

**場所** 陸上自衛隊福岡駐屯地(大和町5-12)

**内容** 音楽演奏、太鼓演舞、盆踊り、打ち上げ花火、売店など

※駐車場はありません。

※駐輪場は、日の出小学校グラウンドのみです(自転車のみ)。

※午後8時～10時は、福岡駐屯地正門から坂口町交差点の間が車両通行止めになります。

**問い合わせ先** 陸上自衛隊福岡駐屯地広報班

☎(591)1020

☎(593)4988



**白水大池公園星の館**

みんなで見よう

**ペルセウス座流星群観望会(無料)**

ペルセウス座流星群は年に一度、この時期にしか見られない天文現象です。

高校生以下は保護者が同伴してください。

**日時** 8月12日(日)

午後9時30分～11時

※悪天候の場合は、中止になることがあります。

**場所** 白水大池公園星の館

**定員** 50人(申込多数の場合は抽選)

※結果は、締め切り後に通知します。

**申込方法** 7月25日(水)(必着)までに、往復はがきの往信面に

住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレス(任意)、「流星群観望会参加希望」と記入し、返信面に住所、氏名を記入して送る

※複数人(家族など)で申し込む場合は、参加する人全員の氏名、年齢を記入してください。

**申込先** 地域教育課 社会教育・読書推進担当(〒816-0

831大谷6-24)

**問い合わせ先** 白水大池公園星

の館

☎(558)90099

📠(558)90023

✉starpalace@skyblue.ocn.ne.jp

**セミの秘密に迫る**

**昆虫採集・実験**

**親子昆虫観察会(無料)**

専門家と一緒に昆虫採集を行い、捕まえた虫を観察します。

実験では、セミの体のつくりや、どうやって鳴いているのか、その秘密に迫ります。

**対象** 市に居住している小学生とその保護者

**日時** 8月4日(土)

午前9時～午後1時(少雨決行)

※昼食の時間はありません。

**内容**

▽前半…昆虫採集(春日公園)

▽後半…昆虫実験(市役所会議室)

**定員** 15組30人程度(申込先着順)

**申込方法** 7月17日(火)～31日(火)に、電話、ファックス、Eメールのいずれかで住所、電話番号、参加者全員の氏名・年齢を伝える

**申込・問い合わせ先** 環境課環

境保全担当

☎(584)1111(代)

📠(584)1147

✉kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp

**環境 Environment**

**春日大野城リサイクルプラザ 第2回リサイクル展示会 自転車やスチール家具など**

ごみとして持ち込まれた再利用できる自転車の販売と、スチール家具類(陶器などを含む)の譲渡を行います。

**対象** 春日市・大野城市に居住している人

**展示期間** 8月7日(火)～12日(日)(11日(土)を除く)

**時間** 午前8時30分～午後4時

**場所** 春日大野城リサイクルプラザ

**展示品目** 自転車(約30台)、スチール家具類(約100点)、日替わり品(希望者はマイバッグ持参)

**申込方法** 期間中に、同プラザで申込書を受け取り、必要事項を記入した後、持参した62円はがき(表面に申込者の住所と氏名を記入、裏面が無記入で白紙のもの)と一緒に提出する

**申込・問い合わせ先** 同プラザ

**注意事項**

▽来場者(本人)の申し込みに限ります。

▽自転車・スチール家具は1住所で各1点まで申し込みます。

▽同一住所(二世帯も含む)で複数はがきでの申し込みの場合は、全て無効とします。

▽自転車は、1台2600円(防犯登録料600円を含む)が必要で

▽自転車の申し込みは、前回の当選(当選辞退も含む)から1年以上経過した人が対象です。

▽スチール家具類の当選後、引き取りがない場合、その後の1年間申し込みができません。

**抽選・引き取り**

▽申込多数の場合は、8月16日(木)の午前9時に抽選を行い、抽選結果を申込者全員にはがきで知らせます(8月20日(月)発送予定)。

▽当選品は、8月22日(水)～28日(火)の午前9時～午後3時30分に引き取ってください(土・日曜日を除く)。

**申込・問い合わせ先** 同プラザ

☎(596)7066

📠(595)4140

**安全安心 ポイント**



**侵入盗に注意を!**

空き巣などの犯人は、鍵の掛かっている玄関や窓、ベランダから、あなたの家に侵入します。

被害に遭わないためにも、防犯対策をしっかりと行いましょう。

▽ごみ捨てなど短時間の外出でも鍵を掛ける

▽2階だから大丈夫と安心せず、上階の部屋の鍵も確実に掛ける

▽足場になるものは、家の周りに置かない

▽合鍵は郵便受けなどに隠さず、しっかりと保管する

▽長期間留守にする場合は、不在と悟られないよう新聞などは止める

▽鍵の2重ロックのため、補助錠を活用する

**問い合わせ先**

▼安全安心課 防犯安全担当

☎(707)1177

▼春日警察署 安全安心まちづくり推進室

☎(580)0110

**家庭で簡単**

**生ごみダイエット**

**ダンボールコンポスト講習会(無料)**

コンポストの材料と生ごみを混ぜて、微生物の力で栄養たっぷりの堆肥を作る「ダンボールコンポスト」の講習会を開催します。

参加者は、ダンボールコンポスト用具の購入費補助を受けることができます。

**日時** 8月2日(木)

午前10時30分～正午

**場所** 市役所2階207会議室

**定員** 20人(申込先着順)

**持ってくるもの** 筆記用具、印鑑(用具購入費補助希望者のみ)

**申込方法** 7月17日(火)～31日(火)に、電話、ファックス、Eメールのいずれかで住所・氏名・電話番号を伝える

**申込・問い合わせ先** 環境課(こみ減量担当)

☎(584)11157

F(584)1147

✉gomigen@city.kasuga.fukuoka.jp



**子育て Parenting**

**親子で交流しましょう**

**参加しませんか**

**はじめまして♪あかちゃん**

市内に居住する生後2～6カ月(平成30年2～5月生まれ)の子どもとその保護者を対象に、お出掛けデビューや友だちづくりを応援する教室を開催します。月齢が近い子どもとの親子同士で、交流を楽しみませんか。

※2日間とも参加できる人で、初めて参加する子どもが対象です。

※きょうだい児の参加はできません(託児なし)。

**日程** 8月3日(金)・7日(火)

**時間** 午前10時30分～11時30分

**場所** 須玖児童センター

**内容** 親子あそび(タッチケアなど)、保護者同士の交流会、保育士による相談(希望者のみ)

**定員** 15組(申込先着順)

**申込方法** 7月18日(水)～31日(火)の午前10時～午後6時に、電話、ファックス、Eメールのいずれかで子どもの名前・生年月日、居住地区、電話番号を伝える

**申込・問い合わせ先** こども未

来課児童担当(須玖児童センター内)

☎(573)2431

F(584)7739

✉sugu-j@city.kasuga.fukuoka.jp



**一人ががんばらないで**

**保健師や保育士が相談に応じます**

**子育てに関する相談(無料)**

子育てに関する悩みを相談してみませんか。

些細なことでもイライラする、上手くいかないことに涙がでる、おっぱいのごことで心配がある、周りの協力が得られないなど、あらゆる悩みの相談に応じます。

保健師・助産師・保育士などが、相談内容に応じて、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

また、児童本人からの悩みの相談も受け付けています。

**相談日時** 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

**相談方法** 電話、ファックス、面接、Eメール

**相談・問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援担当

☎(584)1015(相談専用)  
F(501)0051

✉ko\_sodan@city.kasuga.fukuoka.jp

**相談 Consultation**

**専門家が相談に応じます**  
**介護と仕事の両立のために**  
**休日街かど相談(無料)**

家族の介護をしながら働き続けることができるよう、社会保険労務士・介護支援専門員・精神保健福祉士などが、面談や電話で相談に応じます。

事前の予約も受け付けています。

**日程** 7月22日(日)、8月26日(日)

**時間** 午前10時～午後4時

**場所** イオン大野城店2階A・B

CityMART前(大野城市錦町4-1-1)

※その他の会場や9月以降のスケジュールなど、詳しくはウェブサイトを(http://machikado-kagosudan.aes-medicalwelfare.com)をご覧ください。

電話相談・事前予約・問い合わせ先 麻生教育サービス(株)

☎090(1519)3023

F(482)0453



**福祉 Welfare**

**ひとり親サポートセンター**

**養育費110番**

**弁護士による集中電話相談(無料)**

養育費に関することなど、弁護士が電話で相談に応じます。匿名での相談もできます。また、離婚前の相談も受け付けます。

**日時** 8月25日(土)

午前10時～午後4時

**相談電話番号**

☎(724)2644

**問い合わせ先** ひとり親サポートセンター

☎(584)3931  
F(584)3923

## 一人家庭対象 就労支援出張相談会と ワークショップ(職業興味検査)

参加は無料ですが、事前に申し込みが必要です。

○就労支援出張相談会  
ハローワークやひとり親サポートセンターの就労支援員が、就労相談に個別に応じる出張相談を行います。

就職、転職、講習会や職業訓練、就労に関する悩みなど、この機会に相談してください。

### 日程・時間

▽8月9日(木)・16日(木)・23日(木)

午前10時～正午、午後1時～5時

▽8月21日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時

▽8月30日(木)

午前10時～正午

※相談時間は、40分程度です。

※この日程以外にも、毎週木曜日の午後1時から出張相談を行っています(要問い合わせ)。

**場所** 市役所2階206会議室(8月9日の午前中は、201会議室)

○ワークショップ(職業興味検査)

自分の仕事に関する興味を分析する適職検査を行います。

**日時** 8月30日(木)

午後1時30分～3時

**場所** 市役所2階206会議室

**定員** 8人(申込先着順)

**申込方法** 窓口か電話で申し込み

**申込・問い合わせ先** こども未来課母子児童担当

☎(584)1111(代)

☎(584)1115



## 試験 test

**高等学校入学資格が得られる平成30年度  
中学校卒業程度認定試験**

中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

合格した人には高等学校の入学資格が与えられます。

**対象** 次のいずれかに該当する人

①就学義務猶予免除者または就

学義務猶予免除者だった人で、平成31年3月31日までに満15歳以上になる人

②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、平成31年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度の終わりにまでに中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない事由がある人

③平成31年3月31日までに満16歳以上になる人(①④を除く)

④日本の国籍がなく、平成31年3月31日までに満15歳以上になる人

**試験日** 10月25日(木)

**試験科目** 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

**受付期間** 8月20日(月)～9月7日(金)

**問い合わせ先** 県義務教育課学事企画係

☎(643)3908

☎(643)3912

☎(643)3912

☎(643)3912

## 募集 Recruitment

**グラフを使って研究成果を表す第66回県統計グラフコンクール作品募集**

自分で研究テーマを決め、B

2判(72・8cm×51・5cm)の紙に、グラフを用いて研究成果を表します。

各部門、特選1点、入選4点佳作5点を選出し、優秀な作品は全国大会へ出品されます。

また、応募者全員に参加賞(記念品)があります。

**対象** 小学生以上

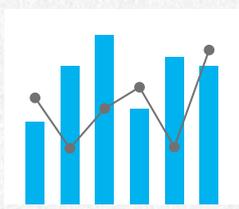
**応募期限** 9月5日(水)

※応募方法など詳しくは、ふくおかデータウェブ(<http://www.pret.kukokaig.jp/dataweb/>)を見てください。

**応募・問い合わせ先** 県統計協会福岡支部

☎(711)4081

☎(711)4934



## 健康 Health

**高齢者の健康づくりと終末期医療を考える健康長寿特別講演会(無料)**

**日時** 9月28日(金)

午後1時～3時30分

**場所** アクロス福岡イベントホール(福岡市中央区天神1-1-1)

**内容** ▽ロコモ予防講習  
骨や関節、筋肉などの病気や衰えにより、歩行や日常生活に支障が出る「ロコモティブシンドローム(ロコモ)」を予防するための講習

**特別講演**  
**演題** 平穏死10の条件～穏やかな最期を迎えるために～

**講師** 長尾和宏さん(医療法人社団裕和会理事長、長尾クリニック院長)

**定員** 900人

※入場整理券が必要です。申込方法など、詳しくは問い合わせてください。

**申込・問い合わせ先** 健康長寿特別講演会受付事務局

☎0120(50)1679

☎0120(50)1738



# エコトピ

大切な地球を守るために

## 夏が来た！ エアコンの上手な使い方

### ▷フィルターの掃除

フィルターにホコリがたまる  
と、冷房の効果が弱まるだけ  
でなく、臭いの原因にもなります。

最近では、自動で掃除する  
機能がついたエアコンもあり  
ますが、そうでないエアコン  
であれば、2週間から1カ月に  
1度はフィルターの掃除をしま  
しょう。

### ▷除湿運転を活用する

ジメジメした日は、気温を下  
げる「冷房」だけでなく、「除湿」  
を賢く使い分けましょう。

「除湿」には、温度と湿度  
の両方を下げる「弱冷房除湿」  
と、湿度だけを下げて温度は  
下げない「再熱除湿」の2つ  
があります。

「弱冷房除湿」が最も電気  
代がかからず、次に「冷房」、  
そして「再熱除湿」が最も電  
気代が高いとされています。

エアコンによって使用でき  
る機能は異なりますが、取扱  
説明書などを確認し、天候に  
よって機能を上手に使い分け  
ましょう。

この他にも、電源のオン・オ  
フを繰り返すのではなく温度設  
定を調節したり、扇風機を使って  
室内の空気を循環させたりする  
ことが有効です。

夏は多くの電力が必要な時期  
です。電力使用が大きいエア  
コンを賢く使い、家庭や事業所  
でも節電に努めてください。

問い合わせ先 環境課環境保全担当  
☎(584)1111(代) ☒(584)1147

## 講演・講座 Lecture

### 子育て夫婦のための ライフデザイン講座(第3回) パパの本音座談会(無料)

子育て期のパパも、悩みがい  
っぱい。夫婦の関係性、子ども  
との接し方、子育て期の働き方、  
地域との関わり方など、似た環  
境のパパ同士が集まって、一緒  
に話してみませんか。

託児(生後5カ月～4歳、1  
人300円、先着6人、8月10  
日(金)までに要申し込み)もあり  
ます。

**対象** 子育て中の男性、または  
これから子育てをする予定の  
男性

**日時** 8月18日(土)

午前10時～正午

**場所** 市男女共同参画センター  
じよなさん

コーディネーター 長廣百合子  
さん(夫婦会議アドバイザー、  
ロジスタ(株)共同代表)

現役パパゲスト 長廣 遥さん  
(ロジスタ(株)共同代表他)

**定員** 30人(申込先着順)

**申込方法** 電話、ファックス、  
Eメールのいずれかで住んで  
いる市町村名、氏名、年齢、  
電話番号、託児の有無を伝え  
る

**申込・問い合わせ先** 人権市民  
相談課人権男女共同参画担当

☎(584)1201

☒(584)1181

✉jyonasan@city.kasuga.  
fukuoka.jp



### 夢をカタチに 女性のためのプチ起業入門講座 第1回(全3回)(無料)

自分の「好き」を生かせる仕事  
がしたい、自宅で小さなサロン  
を開いてみたいなど、夢を実現  
しませんか。

第1回目は、専業主婦から起  
業するための3つのポイントを  
学びます。

**対象** 起業を検討している女  
性、または既に起業している  
女性

**日時** 8月9日(木)

午前10時30分～午後0時30分

**場所** 市男女共同参画センター  
じよなさん

### 内容

▽第1部：専業主婦から起業！  
女性起業のための3つの心得  
▽第2部：交流会(人脈作り、商

品・サービスへの相互アドバ  
イスなど)

※既に起業している人は、商品  
やパンフレット、名刺を持参  
してください。

**講師** 野村 香さん(県よろず  
支援拠点コーディネーター)

**定員** 20人(申込先着順)

**申込方法** 電話、ファックス、  
Eメールのいずれかで住んで  
いる市町村名、氏名、年齢、  
電話番号を伝える

**申込・問い合わせ先** 人権市民  
相談課人権男女共同参画担当

☎(584)1201

☒(584)1181

✉jyonasan@city.kasuga.  
fukuoka.jp



## その他 etc

### 協力してください 厚生労働省 毎月勤労統計調査特別調査

事業所を訪ね、賃金、労働時  
間および雇用の変動を明らかに  
するための調査を行います。

調査区内の全事業所を調査員  
が訪問し、常用労働者数などを  
尋ねます。

調査員が訪問したときは、協  
力をお願いします。

**調査期間** 8月～9月

**調査区** 天神山7丁目、白水ヶ  
丘1丁目・3丁目・6丁目、  
白水池2丁目・3丁目

**問い合わせ先** 県調査統計課調  
査第一班

☎(643)3187

☒(643)3192

**説明会を行います**  
**大和町1丁目～5丁目**  
**国土調査(地籍調査)**

地籍調査とは、土地の正しい境界、位置、形状、面積などを明確にし、地図を作成する事業です。

調査開始前に、土地の所有者を対象に説明会を開催します。該当する人には後日案内を送付します。

**調査地区** 大和町1丁目～5丁目

**説明会日程** 8月23日(木)・24日(金)

**地籍調査(現地立念実施時期)**

9月～12月

**問い合わせ先** 用地課地籍調査担当

☎(584)1111(代)

📠(584)1143

**失業率や雇用実態を明らかに協力してください**  
**労働力調査(上白水5丁目)**

調査員が皆さんの家に調査訪問したときは、協力をお願いします。

**調査期間** 8月～12月

**調査地区** 上白水5丁目

**問い合わせ先** 県調査統計課調査第一班労働力調査担当

☎(651)1111  
 📠(643)3192

**救える命をつなぎませんか**  
**ネコの譲渡会**  
**ボランティアも募集**

保護された飼い主のいないネコの譲渡会です。室内で世話をし、トイレのしつけなどをしていきます。当日は手続きのみで、引き渡しは後日行います。

また、動物愛護の啓発活動に関するボランティアを募集します。

※ネコの引き取りは行いません。

**日時** 7月28日(土)

午前10時～正午

**場所** 大野城まどかぴあ玄関前

(大野城市曙町2-3-1)

**問い合わせ先** 一般社団法人福岡ねこもの会

☎090(1970)2220

✉fukuokanekotonokai@yahoo.co.jp



**春日風土記**

第326号



春日の地名

〓しろうず(白水)〓

漢字で「白水」と書く地名は日本各地にあります。江戸時代の村名だけで見ても、鹿児島県喜界島の白水村から秋田県白水沢村(現五城目町)まで、13ほどあります。江戸時代からのむらではありませんが「はくすい」と呼ぶ村が熊本県南阿蘇村、菊陽町にありました。この2村は明治22年の村々の合併によって成立した新しい村名です。

ら湧き出す泉は、透明で清らかです。それを白水と表現したのでしょうか。

白水は「しろみず」か「しらみず」と読むのが普通です、村名で「しろうず」と呼ぶのは春日市だけです。「しろうず」は村の中の小地名を含めても非常に珍しい地名です。現在まで、白水を「しろうず」と呼ぶのは、調べた限りでは、大分県竹田市の旧神原村の神原川の川沿いの山間部の白水だけです。

山口市の北方の山間部の仁保上郷に白水川があり、字として白水大上、白水大下、白水長通があります。この白水は「しろうずい」といいます。なぜ「い」がつくのか、方言なのか、よく分かりませんが、春日の白水とよく似た地名です。

熊本県水上村、岡山県美作市、福島県いわき市にあった白水村は「しらみず」と呼び、鳥取県伯耆町の白水村は「しらみ」、山形県東根市の白水村は「しろみず」です。これらは山の中、谷あいにある村々で、川が滝となったり、流れが速く水が白く沸き立つ様子を表しているのでしょうか。

鹿児島県鹿屋市の白水村は高隅山系の裾部、神戸市西区の白水村は六甲山地の裾部、秋田県五城目町の白水沢村は、高岳山・森山の山麓にあり、春日市の白水と似た環境にあるので湧水と関係するのでは思っています。砂を巻き上げながら地下か

明治時代に福岡県の字名を調査した「明治十五年字小名調」という資料があり、嘉麻郡上三緒村(現飯塚市)にシロワズという字が載っています。県内にも春日と同じ「しろうず」があったと思えば現地に行つて調べたところ、「四郎須」と書き、湧水や白く泡立つ急流の川とは全く関係ありませんでした。日本語の難しさと地名の幅広さを思い知りました。宗像郡赤間の旧田久村(現宗像市)にも白水「しろうず」と



▲白水がつく最北の秋田県五城目町白水沢(道の右側に、かつて白水沢のバス停があった)

いう字がありました。現在は団地になっており、残念ながら旧地形を見ることはできません。古い字を描いた図面から現地を見ると、丘陵に切り込んだ谷の一番深い所なので、水が湧き出して深い場所です。地元の人に聞いても何も分かりませんでした。

春日に住む私たちは、白水を当然の地名として「しろうず」と呼んでいます。しかし、一般的には「しろうず」と読むのは簡単なことではありません。非常に珍しい地名です。

春日市郷土史研究会

寺崎直利

## 相談窓口

※いずれも無料です。また、日時や場所など、変更になることがありますので、事前に問い合わせてください。

### 法律・生活・行政など

- 春日市無料法律相談 ☎(584)1148  
第3水曜日/10時～16時/市役所/  
第1水曜日9時以降の平日に電話予約/先着15人
- 春日市消費生活相談 ☎(584)1155 (☎兼用)  
悪質商法・多重債務・金銭トラブルなど/  
月～金曜日/10時～12時15分、13時～16時/じよなさん
- 定例行政相談 ☎(584)1111 (代表)  
国の行政に関すること/第4火曜日/10時～15時/市役所
- 福岡県交通事故相談所 ☎(643)3168 ☎(622)0403  
月～金曜日/9時～17時(受付は16時まで)/福岡県庁

### 子育て・子どもの悩み、児童福祉

- 春日市子ども子育て相談センター ☎(584)1015 ☎(501)0051  
月～金曜日/8時30分～17時/いきいきプラザ
- 児童虐待相談 児童相談所全国共通:189(いちいはやく)
- 福岡県福岡児童相談所 ☎(586)0023  
月～金曜日/8時30分～17時15分/電話相談は24時間受付
- 養育費に関する電話相談 ☎(584)3931  
月～金曜日/9時～17時/第1・3土、日曜日/9時～16時  
福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートセンター)

### 高齢者の介護や福祉

- 北地域包括支援センター ☎(589)6227 ☎(589)6228
- 南地域包括支援センター ☎(595)8188 ☎(595)6069  
月～金曜日/8時30分～17時

### 人権

- 定例人権(悩みごと)相談 ☎(584)1201 (面談相談のみ)  
第1火曜日(6月を除く)/10時～15時/市役所2階市民相談室(予約不要)
- 福岡法務局人権相談 ☎(922)2881  
月～金曜日/8時30分～17時15分/福岡法務局筑紫支局

### 暴力・DV・セクハラの相談

- 春日市男女共同参画センター ☎(584)1202  
月～金曜日/8時30分～17時/じよなさん
- ちくし女性ホットライン ☎(513)7335  
月・水～金曜日12時～19時/  
土曜日10時～17時(祝日、年末年始を除く)
- 福岡県あすばる女性相談ホットライン ☎(584)1266  
月～日曜日/9時～17時(祝日を除く金曜日のみ18時～20時30分)/  
福岡県男女共同参画センター(8月13～15日、年末年始を除く)

### 不安・悩みごと

- 福岡県警察本部犯罪被害者相談電話「ミズ・リリーフ・ライン」 ☎(632)7830  
月～金曜日(祝日・年末年始除く)/9時～17時45分
- 心配ごと相談 ☎(581)7225  
暮らしの問題や悩み/水曜日/13時～16時/市社会福祉センター
- 福岡いのちの電話 ☎(741)4343  
さまざまな悩みや不安/24時間受付/匿名可/インターネット相談あり  
(<http://www.inochinodenwa-net.jp>)

奴国の歴史資料館  
☎(501)1144

☎(573)1077



▲縦101cm、横47.5cm

小倉住吉神社に奉納された絵馬の中に、一枚板に描かれた騎馬武者図があります。絵は退色していますが、右上に安政丙辰正月吉日(1856年)、右下に村正白水喜四郎と記載があります。

白水喜四郎は、小倉村生まれの篤農家で、小倉村の水路開発にも尽力し、小倉住吉神社境内にその功績を称えた碑文があります。小倉村と春日村の庄屋を兼務しており、絵は少し異なりますが、同材同型の絵馬が春日神社にも奉納されています。

絵馬が奉納されたのは明治維新の12年前です。幕末の動乱期、国家安泰を祈願して両社同時に奉納されたものでしょう。



小倉地域の文化財  
白水喜四郎奉納絵馬

## 同窓会・完

さんぽみち



母校の同窓会幹事が回ってくるを書いてから早1年。毎月1、2回の会議(兼飲み会)を続け、準備を重ねてきました▼そして迎えた6月の総会当日。午前中は在校生のキャリア教育のために、同級生が母校で講演を実施。小児科医師、カーデザイナー、パイロット、建築家、官僚など、さまざまなジャンルで活躍する友人を誇らしく眺めていました▼午後はホテルへ移り、総会の準備です。120人も同級生が集まり、お揃いのスタッフTシャツを身にまとい、受付、会場、物販などに分かれて同窓生をお迎えしました。わずか2時間の総会が無事に終了したときは、疲労困憊で立ち上がれないほどでした▼それでも、準備にかけた3年間は、ちょうど高校生活と重なるもの。復活した友情と共に新たに手にした思い出は、人生の後半へのギフトでしょうか。

⑤



## みんなのでぐに住みよいまち をつくろう！

市には35の自治会があり、その地域の住民なら誰でも加入することができます。自治会連合会の4つの委員会(防犯・防災・環境・福祉、コミュニティ)ごとに活動や人物を紹介します。

### ふれあい・いきいきサロン

自治会は、地域福祉の向上のため、さまざまな福祉活動を行っており、その一つに、高齢者を対象に公民館などで開催する「ふれあい・いきいきサロン」があります。

「高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも心身ともに健康で暮らせるように」と、平成11年に始まったこの活動は、今では、全ての自治会に広まっています。

「人生100年時代」と言われる現代ですが、長生きするなら健康でいたいと、誰もが望んでいるのではないでしょう。健康寿命を延ばすために最も効果的といわれているのが、人とのつながりを作ることです。

「ふれあい・いきいきサロン」は、住民同士の交流の場であり、また、介護予防や認知症

予防、生きがいづくりの場としての役割も担っています。

サロンでは、運動や脳トレ体操、季節の行事の他、時にはバスで出かけるなど、さまざまな活動が行われています。

自治会の福祉の役員やボランティアの皆さんが、工夫を凝らして企画しています。ぜひ参加してみてください。

内容など、詳しくは各自治会に問い合わせてください。



▲日の出町自治会でのサロン

問い合わせ先 地域づくり課協働推進担当 ☎(584) 1111(代) ☎(584) 1153